

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【会社名】	株式会社ソフィアホールディングス
【英訳名】	SOPHIA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 真行
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目24番20号
【電話番号】	03(6205)5330(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 吉永 正紀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目24番20号
【電話番号】	03(6205)5330(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 吉永 正紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年7月1日開催の取締役会において、当社を株式交換完全子会社、株式会社ジーンクエスト（以下、「ジーンクエスト」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社ジーンクエスト

本店の所在地 東京都文京区本郷六丁目2番9号 モンテベルデ第二東大前3階307号室

代表者の氏名 代表取締役 高橋 祥子

資本金の額 50百万円

純資産の額 97百万円（平成25年7月31日現在）

総資産の額 99百万円（平成25年7月31日現在）

事業の内容 遺伝子解析その他の理化学分析等

最近各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

（単体）

（単位：百万円）

決算期	平成25年7月期
売上高	0
営業利益	2
経常利益	2
当期純利益	2

ジーンクエストは、平成25年6月20日に設立されたため過去3年分の経営成績はありません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年5月2日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
先端技術研究投資事業組合	95.00
高橋 祥子	3.00
齊藤 憲司	1.00
Stella Field Partners株式会社	0.50
株式会社グローカリンク	0.50

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：当社は、ジーンクエストの発行済株式を保有しておりませんが、当社親会社である先端技術研究投資事業組合は、ジーンクエストの95.00%の株式を保有しており、親会社に該当いたします。

人的関係：該当事項はありません。

取引関係：該当事項はありません。

(2) 当該株式交換の目的

ジーンクエスト（<https://genequest.jp/>）は、東京大学の研究者を中心に、平成25年6月に設立されたバイオベンチャー企業であり、個人向け遺伝子解析サービスを主軸に事業展開を行っております。同社が提供するサービスは、唾液に含まれる遺伝子を調査・解析し、病気の発症リスクや体質など約200項目を判定する本格的な遺伝子検査ビジネスであり、解析できる項目には、肺がんや脳卒中、糖尿病などの疾病リスクから肥満体質やアルコール耐性まで多岐に渡っております。

これまで、遺伝子解析のほとんどは、創薬や医療研究目的であったため、個人が自身の遺伝子情報を知ることができる機会はほぼ皆無でありました。しかし近年、遺伝子解析技術はめざましく発達し、短期間で詳細な解析が可能となり、サービス料金についても解析方法や解析項目によって違いはあるものの、個人でも手の届く水準

にまで低価格化してきております。従来、医者や研究者しか知ることのできなかった情報が、個人にとって身近な存在になることにより、自己の疾病リスクや体質を知ることが容易になり、自身の環境や生活スタイルの改善に繋げていくことが可能となります。こうした遺伝子検査の精度向上や低価格化を背景に、今後は、予防医療・個別化医療などを中心とした予防・健康ビジネスが確立すると予想されており、その市場規模は、2016年には1,500~1,800億円にまで拡大すると見込まれております。(医薬・医療・バイオ分野を中心としたマーケットリサーチを行うシード・プランニング社の調査による。)

このような環境の変化とそのマーケットを商機と捉え、当社グループでは業績のさらなる向上・企業価値の向上に向け、かねてより事業多角化の一環として遺伝子解析事業への新規進出の調査、検討、準備等を行ってまいりましたが、今般、本株式交換により、「DTC(Direct to Consumer)」と呼ばれる個人向け遺伝子解析サービスに特化したジーンクエストを完全子会社化することにより、遺伝子解析事業を開始することといたしました。

当社は、PCやスマートフォンを通じて遺伝子検査キットの購入から解析結果までを提供し、健康管理の課題解決をサポートすることができる「ITを利用したヘルスケア関連事業」と、当社グループの基幹事業であるIT・通信やネットワーク等は親和性が高いと判断しております。

一方で、ジーンクエストにおきましても、当社グループの一員となることで、遺伝子情報という重要情報を取り扱うにあたり必要不可欠となる高い水準の情報セキュリティに対応するため、当社グループが培ってきたノウハウを活用することにより、システムセキュリティの強化を図ることが可能となります。

今後、本事業を開始することにより、ヘルスケア関連サービスを提供する企業グループとして社会に貢献するとともに、当社グループの持続的成長の確保に向けて、ITと通信の事業領域で培ったコアコンピタンスやノウハウを活用し、相互に補完性ある基幹事業の融合などグループシナジーの増大を図り、企業価値の向上をさらに推し進めていく所存であります。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

平成26年7月1日に締結した株式交換契約の内容に従い、平成26年8月1日を効力発生予定日として、当社を株式交換完全親会社、ジーンクエストを株式交換完全子会社とする株式交換であります。本株式交換は当社については、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定であります。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社ソフィアホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社ジーンクエスト (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	8,421
株式交換により発行する新株式数	普通株式：1,684,200株	

(注1) 株式の割当比率

ジーンクエスト株式1株に対して、当社株式8,421株を割当交付いたします。

(注2) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1単元(1,000株)に満たない数の株式)を保有することとなる株主の皆様につきましては、会社法第192条第1項の定めに基づき、その保有する単元未満株式を、当社に対し買取りの請求をすることができます。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

その他の株式交換契約の内容

当社が、ジーンクエストとの間で平成26年7月1日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

株式交換契約書

株式会社ソフィアホールディングス(住所：東京都新宿区新宿六丁目24番20号。以下「甲」という。)及び株式会社ジーンクエスト(住所：東京都文京区本郷六丁目2番9号モンテベルデ第二東大前3階307号室。以下「乙」という。)は、平成26年7月1日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得するものとする。

第2条(本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に8,421を乗じた数の甲の普通株式を交付するものとする。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の各株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式8,421株の割合をもって割り当てる。なお、割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定により処理する。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
0円
- (2) 資本準備金
法令の定めに従い増加しなければならない最低額
- (3) 利益準備金
0円

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年8月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができるものとする。

第5条（株式交換承認総会）

1. 乙は、平成26年7月18日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができるものとする。
2. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行うものとする。但し、同法第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに開催される株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別途定めるものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第7条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議し合意のうえ、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができるものとする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、第5条第1項に定める乙の株主総会の承認、第5条第2項但書に該当する場合の甲の株主総会の承認、又は法令に定める関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失うものとする。

第9条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを決定するものとする。

以上、本契約書締結の証として本書正本2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年7月1日

甲 東京都新宿区新宿六丁目24番20号
株式会社ソフィアホールディングス
代表取締役 木下 真行

乙 東京都文京区本郷六丁目2番9号
 モンテベルデ第二東大前3階307号室
 株式会社ジーンクエスト
 代表取締役 高橋 祥子

(4) 当該株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社及びジーンクエストは、第三者機関である加藤通公認会計士・税理士事務所から提出を受けた株式交換比率の算定結果、ならびに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で交渉・協議を行った結果、上記(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断により合意いたしました。なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間で協議のうえ変更することがあります

算定に関する事項

(a) 算定期間の名称ならびに上場会社との関係

第三者算定機関である加藤通公認会計士・税理士事務所は、当社ならびにジーンクエストの関連当事者には該当せず、重要な利害関係も有しておりません。

(b) 算定の概要

当社ならびにジーンクエストは、独立した第三者機関である加藤通公認会計士・税理士事務所へ算定を依頼し、平成26年6月30日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

なお、算定機関である加藤通公認会計士・税理士事務所は、当社ならびにジーンクエストの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

加藤通公認会計士・税理士事務所は、当社につきましては、当社の普通株式が東京証券取引所ジャスダック市場に上場し、市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日を平成26年6月30日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の株価終値単純平均)を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方で、期間が短期であると、一時的な要因による価格変動の影響を受けるという問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値～最大値を市場株価法による算定結果としております。

採用手法	算定結果(円/株)
市場株価法	93～97

それに加え、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を採用しており、当社が策定した事業計画(注)に基づくフリーキャッシュフロー(FCF)に基づいて算定を行っております。当該事業計画は向こう5年分のため、それ以降の年度については、事業計画最終年度のキャッシュフロー水準が継続するものとして継続価値の算定を行っております。なお、減価償却費については、設備水準の維持のため、同額の設備投資が行われるものと仮定し、また、のれんについては、追加の事業買収等が事業計画に反映されていない以上、償却期間は有限となるため、継続価値の算定においては無いものと仮定しております。また、割引率については、3.60%を採用しております。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は将来成長率の予測が困難であるとの理由より0.00%としており、DCF法による算定結果は以下のとおりであります。

採用手法	算定結果(円/株)
DCF法	87～130

(注) 本件算定に使用している事業計画は、対象会社を取得するための対価として当社株式の価値算定を行うためのものであり、いわゆる業績予想や経営目標等とは異なるものであります。そのため、本件算定の目的に照らして限定的に利用できるものであり、当社の実際の業績を予測する目的に利用できるものではありません。なお、本件算定に使用した事業計画は、大幅な増減益は見込んでおらず、また、本件株式交換の実施を前提としているものではありません。

さらに、当社には比較可能な類似上場会社が存在し、類似会社分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社法を採用し算定を行っております。類似上場会社法においては、評価対象会社と類似性の認められる複数の上場企業を選定する必要があるが、完全なライバル企業同士のような特殊なケースは除き、通常、選定された類似上場会社と、算定の対象企業との間の類似性の程度には限界がありますが、本件算定において当社は、当社が営む事業のうち、シューズ、ウェア等アパレル製品のEコマース事業及び、システム開発・サーバー保守運用事業が売上高に占める割合が大きいことから、可能な範囲で売上高の水準等について規模の面で当社と比較し得る企業(株式会社スタートトゥデイ、夢展望株式会社、株式会社キング、株式会社ラビー

又、株式会社ASJ、株式会社ブロードバンドタワー、株式会社ビットアイル、以上7社)を中心に選定し、分析を行っております。

上記分析の結果、実績値に基づくEV/売上高倍率に基づく算出値と、計画値に基づくEV/EBITDA倍率、EV/EBIT倍率に基づく算出値が比較的同様の価格帯として算出される結果となったため、これら三法の重複範囲より、最大値及び最小値を除外したレンジを類似上場会社法による算定結果としております。

採用手法	算定結果(円/株)
類似上場会社法	77~107

一方、ジーンクエストにつきましては、ジーンクエストの普通株式が未上場であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためにDCF法を採用し算定を行っております。

この算定にあたっては、ジーンクエストが策定した事業計画に当社が必要な修正を加えた以下の修正事業計画に基づくフリーキャッシュフロー(FCF)に基づいて算定を行っております。

なお、本件算定に使用した事業計画は、本件株式交換の実施を前提としているものではありません。

また、平成27年7月期以降につきましては、業務提携先への販売数量につき、不確実性等を勘案したうえで保守的な見積もりを実施しているため、平成26年7月期に比べ、事業計画数値は減益としております。

(単位:千円)

	平成26年 7月期	平成27年 7月期	平成28年 7月期	平成29年 7月期	平成30年 7月期
売上高	192,220	172,788	172,788	172,788	172,788
営業利益	26,081	10,711	10,711	10,711	10,711
EBITDA	28,635	13,265	13,265	13,265	13,265
フリー キャッシュフロー	20,133	9,448	9,448	9,448	9,448

当該事業計画は向こう5年分のため、それ以降の年度については、事業計画最終年度のキャッシュフロー水準が継続するものとして継続価値の算定を行っております。なお、減価償却費については、設備水準の維持のため、同額の設備投資が行われるものと仮定し、また、のれんについては、追加の事業買収等が事業計画に反映されていない以上、償却期間は有限となるため、継続価値の算定においては無いものと仮定しております。また、割引率は4.13%~26.00%を採用しております。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は将来成長率の予測が困難であるとの理由より0.00%としており、DCF法による算定結果は以下のとおりであります。

採用手法	算定結果(円/株)
DCF法	386,279~1,067,446

以上の結果に基づいた場合(当社につきましては、市場株価法、DCF法及び類似上場会社法の3種類、ジーンクエストにつきましては、DCF法の算定手法を採用した場合)、当社株価について全ての算定手法による算定結果が重複するレンジは、1株あたり93円~97円であり、当該レンジ内の価格について理論的に妥当な価格であると判断することができます。当社株価について当該レンジに基づいた結果、採用し得る合理的な株式交換比率の範囲(ジーンクエストの1株当たりの株式価値を1とする。)は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法 DCF法 類似上場会社法	3,982~11,477

加藤通公認会計士・税理士事務所は、両社より提供された情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用しており、それらの資料及び情報等が正確かつ完全なものであること、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある未開示の事実がないことを前提としており、使用した資料及び情報の独自の評価・査定は行っておりません。

(5)当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ソフィアホールディングス
本店の所在地	東京都新宿区新宿六丁目24番20号

代表者の氏名	代表取締役社長 木下 真行
資本金の額	2,108百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等

以 上